

# 全建富山広報事業助成規程

## (目的)

第1条 この規程は富山県建設技術協会規約第9条の規定により各分会で行う公共事業広報費用の助成に関する基準を定め、県民への富山県建設技術協会の広報を目的とする。

## (助成の対象)

第2条 この規程にいう全建富山広報事業とは、富山県建設技術協会が各分会で行う広報事業の後援や費用の一部を助成するもので、次の事業をいう。

- (1) 公共事業に関する広報パンフレットの作成
- (2) 公共事業に関する講演会
- (3) 公共事業に関する研究発表会

## (助成金)

第3条 助成金は公共事業広報1回につき3万円とする。

## (助成申請の回数、助成金の年間限度額)

第4条 各分会毎の助成申請の回数に制限は設けないが、年間予算額を限度とする。

## (助成申請の手続)

第5条 助成を申請する各分会は、事業実施1ヶ月前までに別添様式により助成申請書を会長に提出するものとする。

## (助成の条件)

第6条 助成を申請した各分会は事業の会場、パンフレット又はテキスト等に「後援 富山県建設技術協会」を明示しなければならない。

## (附則)

第7条 本規程は平成9年6月10日から実施する。

令和 年 月 日

富山県建設技術協会

会長 殿

分会

幹事氏名

印

### 全建富山広報事業助成金の申請について

令和 年度全建富山広報事業を下記のとおり実施いたしたいので、全建富山広報事業助成規定第5条の規定により助成金を支給されるよう申請いたします。

#### 記

- 1 事業名
- 2 内容 別紙のとおり（経費内訳、事業内容について）
- 3 実施予定年月日  
場 所
- 4 所要額 円  
申請額 円